

(総学庶第 652 号 昭和 55 年 5 月 22 日)
 科学者憲章について(声明)

昭和 55 年 4 月 24 日
 第 79 回 総 会

日本学術会議は、我が国における科学研究の健全な発展を期するため、国の責任を定めることを趣旨とする科学研究基本法の制定を 1962 年(昭和 37 年)と 1976 年(昭和 51 年)の二回にわたって政府に勧告し、その実現を要望してきた。この科学研究基本法といわば表裏をなすものとして、本会議はここに科学者憲章を公にすることによりその遵守を決意し、科学者が自ら負う責務を国民の前に明らかにするとともに、我が国の科学者がこの憲章の精神に則り、任務を遂行することを期待する。

科 学 者 憲 章

科学は、合理と実証をむねとして、真理を探求し、また、その成果を応用することによって、人間の生活を豊かにする。科学における真理の探究とその成果の応用は、人間の最も高度に発達した知的活動に属し、これに携わる科学者は、真実を尊重し、独断を排し、真理に対する純粋にして厳正な精神を堅持するよう、努めなければならない。

科学の健全な発達を図り、有益な応用を推進することは、社会の要請であるとともに、科学者の果たすべき任務である。科学者は、その任務を遂行するため、つきの 5 項目を遵守する。

1. 自己の研究の意義と目的を自覚し、人類の福祉と世界の平和に貢献する。
2. 学問の自由を擁護し、研究における創意を尊重する。
3. 諸科学の調和ある発展を重んじ、科学の精神と知識の普及を図る。
4. 科学の無視と乱用を警戒し、それらの危険を排除するよう努力する。
5. 科学の国際性を重んじ、世界の科学者との交流に努める。

昭和 55 年 5 月 10 日

説明資料

科学者憲章について(審議経過)

科学振興基本問題特別委員会
 科 学 者 憲 章 分 科 会

日本学術会議は、第 10 期(1975 年 1 月発足)以来の検討、審議に基づき、科学者の社会的責務を明らかにし、日本の科学研究の発展をはかるため、科学者憲章の制定の作業を進めてきた。本会議は 1949 年創設以来、科学者の権利と責任について検討を重ね、科学が文化国家、平和国家の基礎をなすものであるという確信のもとに、科学者が世界平和と人類の福祉のために貢献することを表明してきた。

本会議は学術に関する重要事項を審議し、各種の勧告、声明等を採択してきたが、政府に対して「科学研究基本法」の制定について、2 度(1962, 1976 年)にわたって勧告を行い、

その実現を要望してきた。これは、日本の科学的研究の発展をはかるため、国の責任を定めることを趣旨とするものであるが、他方、日本学術会議は、科学者の代表機関であるという立場から、「科学者憲章」（仮称）を定め、自ら科学的研究者の負う責務を国民の前に明らかにする覚悟を表明した。すなわち、それは科学的研究者が、それぞれ科学的研究の使命と社会的任務を自覚し、その健全な発展につくし、国民の期待にこたえるようその社会的責任の遂行に努めなければならないこと、また、科学的研究の自由を守り、その成果の無視または乱用が社会に及ぼす有害な結果について指摘し、国民および人類の福祉を守る責任を負うことを明らかにしたものとされた。

また、国際的にみれば、1948年に世界科学者連盟が、また、1949年に国際学術連合会議がそれぞれ「科学者憲章」を定めたが、最近では1974年10月、ユネスコ第18回総会は「科学者の地位に関する勧告」を採択し、そこでは科学者の権利、地位に関する条項がその主要部分を占めた。さきの「再び科学研究基本法の制定について」の本会議第70回総会（1976年4月）の勧告を決議したのは、このユネスコ勧告の精神と内容を早急に我が国に具体化する必要のためでもあった。

かくして、本会議は第10期中に成案を得ることをめざして、科学者憲章の審議に入ることとなり、科学者の責任についても検討を加えていた人間と科学特別委員会に科学者憲章小委員会を設置し、第1次、第2次、第3次と草案を提示し、本会議内部や学協会（学会、協会）を通じて全国の科学者の意見を徴してきた。

1977年10月、第10期最終の第73回総会において、「科学者の責務に関する検討の呼びかけ」の原案が提されたが、なお、討論の継続が必要であると認められたため、1978年1月からはじまる「第11期以降の早い時期において、科学者憲章（仮称）がとりまとめられることを期待する」という申合せが採択された。

第11期の「活動要綱」は次の重点目標を定めた。

- (1) 科学の創造的発展と独創性、先見性の尊重
- (2) 人間の尊厳と科学者の社会的責務
- (3) 国際的視野の重視と発展途上国との学術協力

このうち、とくに(1)、(2)に関しては、科学振興基本問題特別委員会が中心になって基本方針の検討を行うこととなり、科学者憲章は、この特別委員会に分科会をおいてまとめるとなった。

かくして、科学者憲章分科会は、第10期の検討の成果をふまえ、過去の内外の科学者憲章ないし、科学者の地位、責任に関する文献の検討を行うとともに、全会員に対し、科学者憲章の必要性、性格、もられるべき内容などについてアンケート調査を実施し、これらに基づき、大多数の科学者の合意を得られることを考慮して、1979年2月、第1次試案を作成した。この第1次試案は同月の部会において検討されたが、ここで出された意見を勘案して、1979年5月の第77回総会に第2次試案を提示した。

さらに、これに対する意見を聴取し、修正を重ね、1980年4月24日、第79回総会第2日目、科学振興基本問題特別委員会は「科学者憲章について」（声明）を提案した。この提案は7人の会員の積極的な賛成討論が行われたのち、ごく一部の字句修正での上、ほぼ全会一致で採

択された。

日本学術会議はここに科学者憲章を公にすることによりその遵守を決意し、科学者の負う責任を国民の前に明らかにするとともに、科学者がこの憲章の精神を尊重して任務を遂行されることを期待するものである。

Statement on "Charter for Scientific Researchers"

Preamble

In order to promote the sound development of scientific research in Japan, the Science Council of Japan (JSC) recommended twice, in 1962 and in 1976, that the government prepare for the enactment of a Basic Act on Scientific Research to define its responsibility and urged the government to enact such a law. The Council has prepared and hereby issues a "Charter for Scientific Researchers" to complement the proposed Basic Act on Scientific Research, and itself resolves to abide by this "Charter". The Council thus makes public the responsibility of scientific researchers themselves, and expects the researchers of Japan to accomplish their tasks in accordance with the spirit of the "Charter".

Charter for Scientific Researchers

Science enriches human life by rational search for truth with actual evidence and also by applying the results in practical use. The search for truth in scientific research and the application of its results belong to the highest intellectual activities of human beings. Scientific researchers who are engaged in these activities are required to be sincere toward reality, exclude arbitrary decisions and keep their minds pure and strict toward truth.

It is not only the demand of human society but also the duty of scientific researchers to promote the sound development of science and the beneficial application of its results. To fulfil their duty, scientific researchers are required to act upon the following five points:

1. To be conscious of the significance and aim of his or her own research and to contribute to the welfare of mankind and world peace.
2. To defend the freedom of scientific research and to respect originality in research and development.
3. To attach importance to the harmonious development between various fields of science and to propagate the scientific attitude and knowledge among the general public.
4. To guard against disregard and abuse of scientific research and to strive to eliminate such dangers.
5. To place great value on the international nature of scientific research and to endeavour to promote interchanges with the scientific community of the world.